

## 別紙2

### インターネット公売に関し重要と認められる事項

#### 1 公売保証金の提供方法

現金等により納付する方法又は買受申込者等とヤフー株式会社との間で、期限を定めず当該買受申込者の公売保証金に相当する現金を、高松国税局長の催告により、ヤフー株式会社が納付する旨の契約が締結されたことを証する書面を提出する方法

#### 2 公売保証金を現金等により納付する場合の納付の期限

令和1年11月13日(水) 午後2時

#### 3 公売参加申込期間

令和1年10月25日(金) 午後1時から令和1年11月5日(火)午後5時

#### 4 最高価申込者の決定の日時及び場所

令和1年11月20日(水) 午前10時 高松国税局

#### 5 インターネット公売の参加制限を受ける者

次のいずれかに該当する方は、インターネット公売に参加することができません（代理人による参加もできません。）。

##### (1) 滞納者

ただし、自己の滞納により公売される公売財産以外の公売財産については制限されません。

##### (2) 国税徴収法第108条第1項の規定により税務署長等から公売の参加を制限されている者（過去2年間、インターネット公売で買受代金を納付しなかったことがある者など）

##### (3) 国税庁、国税局又は税務署に勤務する職員及び官公庁オークションサイトの競り売り人

##### (4) 本ガイドライン及びヤフー株式会社のヤフオク!に関連する規約の内容を承諾せず、順守できない者

##### (5) 農地など買受人に一定の資格や要件を必要とする場合、その資格などを有していない者

##### (6) 制限行為能力者（民法第753条該当者を除きます。）

ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。

##### (7) 公売の手続に関する日本語を理解することができない者

ただし、その代理人が公売の手続に関する日本語を理解できる場合は除きます。

##### (8) 住所又は所在地、連絡先がいずれも日本国内にない者

ただし、その代理人の住所又は所在地、連絡先が日本国内にある場合を除きます。

#### 6 公売参加申込みに必要な書類の提出期限等

##### (1) 提出期限

令和1年11月13日(水) 午後5時

## (2) 該当者及び必要書類

### イ 買受申込者本人がインターネット公売の手続を行う場合

買受申込者の本人確認ができる住民票の写しなどの書類

ただし、公売保証金をクレジットカードにより納付する場合は、提出する必要はありません。

### ロ 買受申込者が代理人にインターネット公売の手続をさせる場合

(イ) 委任状

(ロ) 買受申込者の本人確認ができる住民票の写しなどの書類

(ハ) 代理人の本人確認ができる住民票の写しなどの書類

なお、これらの書類は、買受申込者から提出する必要があります。買受申込者以外の方から提出された場合は、代理人はインターネット公売に参加することはできません。

また、買受申込者が制限行為能力者（民法第753条該当者を除きます。）の方である場合は、(イ)から(ハ)以外に親権者の方の同意書などの書類を併せて提出する必要があります。

### ハ 法人である買受申込者が法人代表者にインターネット公売の手続をさせる場合

(イ) 買受申込者である法人の所在確認及び法人代表者の資格を証明できる商業登記簿に係る登記事項証明書などの書類

(ロ) 法人代表者の本人確認ができる住民票の写しなどの書類

### ニ 共同買受申込みをする場合

(イ) 共同買受申込代表者の届出書

(ロ) 全ての共同買受申込者の本人確認ができる共同買受申込者全員の住民票の写しなどの書類

(ハ) 全ての共同買受申込者の持分を記入した共同買受申込代表者の届出書別紙

## 7 参加規約への同意

「国税関係インターネット公売ガイドライン」（高松国税局徴収部特別整理第一部門に設置）に同意しない者は、インターネット公売に参加できない。